

J R 東海労

# 業務速報

NO. 620  
2007. 10. 15  
J R 東海労働組合  
発行 萩原 光廣  
編集 木下 和樹

## ただちに懲戒解雇処分を撤回し、 加藤組合員を職場に復帰させる！

### 第22回臨時大会の決定に基づき本日『闘争7号』を提出

J R 東海労働闘争第7号  
2007年10月15日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 松本 正之 殿

J R 東海労働組合  
中央闘争委員長 萩原 光廣

#### 第22回臨時大会の決定に基づく申し入れ

J R 東海労は10月14日、第22回臨時大会を開催し、J R 東海労組合員加藤誠二に対する不当懲戒解雇処分撤回に向け、ストライキ権を確立した。

会社は、懲戒解雇処分の事由を「1月15日から16日にかけての深夜の勤務時間中に、勤務箇所の管理者の占有にかかる内部文書を窃取した行為は社員として著しく不都合な行為である」としている。

しかし、このような事由は会社の一方的判断に基づくものであり、事実無根である。したがって懲戒解雇処分は絶対に認められない。

J R 東海労はあらためて、組合員加藤誠二に対する不当懲戒解雇処分撤回を要求し、第22回臨時大会で確立したストライキ権を背景に以下のとおり申し入れる。

#### 記

1. 組合員加藤誠二に対する懲戒解雇処分を撤回し、組合員加藤誠二を職場復帰させること。
2. 10月19日までに団体交渉を開催し、回答すること。

以上